

不正防止 に向けた 弁護士会 の取組み ～その1～

日弁連から弁護士会宛て要請(2014年1月31日)

- 1 質が担保された後見人等推薦名簿の整備
- 2 早期発見・早期対応のための家庭裁判所との対応、調整関係の確立
- 3 弁護士会による早期発見, 早期対応のためのチェック・助言体制の整備
- 4 家庭裁判所への後見人等候補者の弁護士会推薦方式の推奨
- 5 弁護士後見人の研修体制・OJT・相談支援体制等の抜本的強化

不正防止 に向けた 弁護士会 の取組み ～その2～

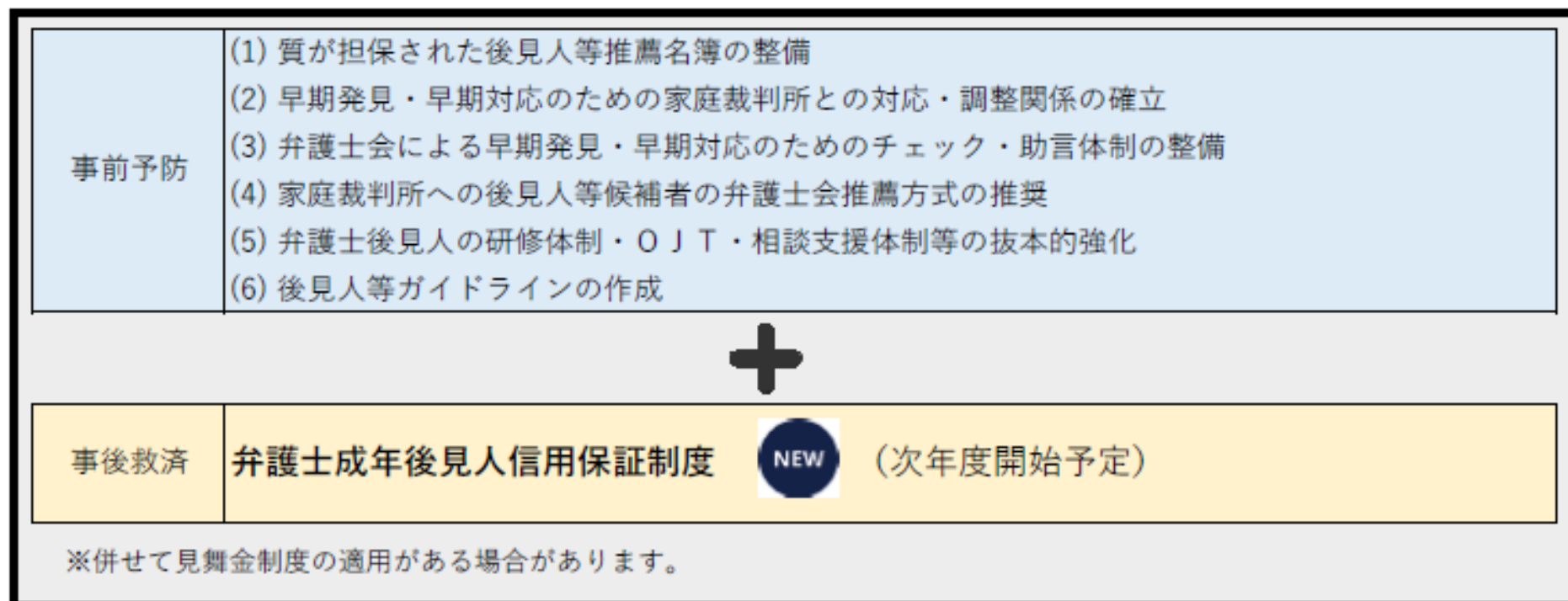
日弁連から各弁護士会宛て再要請

(2017年3月14日)

- 1 5項目の再要請
- 2 後見人等ガイドラインの作成
- 3 ① 不適切な弁護士が選任されない仕組み
② リスク情報等の共有について家庭裁判所との
協議を実施
- 4 弁護士成年後見人信用保証制度の検討

日弁連・弁護士会の不祥事対策

日弁連・弁護士会の成年後見人不祥事対策



本人・支援者らにとって、より安心して信頼できる弁護士成年後見の実現

不祥事防止の取組 の評価

- 不祥事の件数は減少傾向にある。
- ほぼすべての弁護士会で推薦名簿が作成され、会推薦方式が定着しつつある。
- 登載要件も厳格化、加重化の傾向（研修受講、懲戒歴等を考慮、1年ごとの更新など）
- 家庭裁判所との不適切情報の共有体制の整備も進んでいる。
- 定期報告書を弁護士会でチェックする方向も進んでいる。
- 職務のガイドラインの策定も増加している。

任意後見 の利用促進 について

- 当事者の自己決定権の尊重という観点からは、誰に後見人を頼むか、またどのような権限を与えるか、いくら報酬を支払うか等を、自ら決めておける任意後見制度は、さらなる利用が望まれる。

→「利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める」(基本計画・今後の施策の目標)

- しかし現状は、任意後見登記件数約1万2000件／年、任意後見監督人選任件数約800件／年であり、利用者は伸び悩んでいる。

→任意後見契約の新規契約件数が、法定後見に比して少ない原因や、任意後見の実利用者数(任意後見監督人の選任申立数)が伸びていない理由について、原因の分析をした上で、有効な対策をたてていくことが必要。

→そのために現在登記されている任意後見契約につき、まず、現在生きている契約件数が何件か、契約の種類(将来型か移行型か)、発効までの平均期間、受任者が親族か、専門職か、法人か等の実態調査が必要

何が任意 後見の阻 害要因か

- 任意後見制度の周知啓発の不足

→どこでどのように手続きをとったらいいかの情報が乏しく、任意後見制度の利用ニーズがある者に、必要な情報が届いていない

- 適切な任意後見受任者の情報提供の重要性

→任意後見は、契約締結前に、委任者自身が、自分に適した受任者を探す必要があり、身寄りがない人が増える中で誰に頼んだらいいのかわからなくて、二の足を踏んでいるケースが多い

- 適切な任意後見受任者の人材の不足

→任意後見は効力発生までの関わりが重要。地域の中で元気なうちから亡くなった後までの一貫した支援が求められる。ノウハウの蓄積、人材育成が必要。

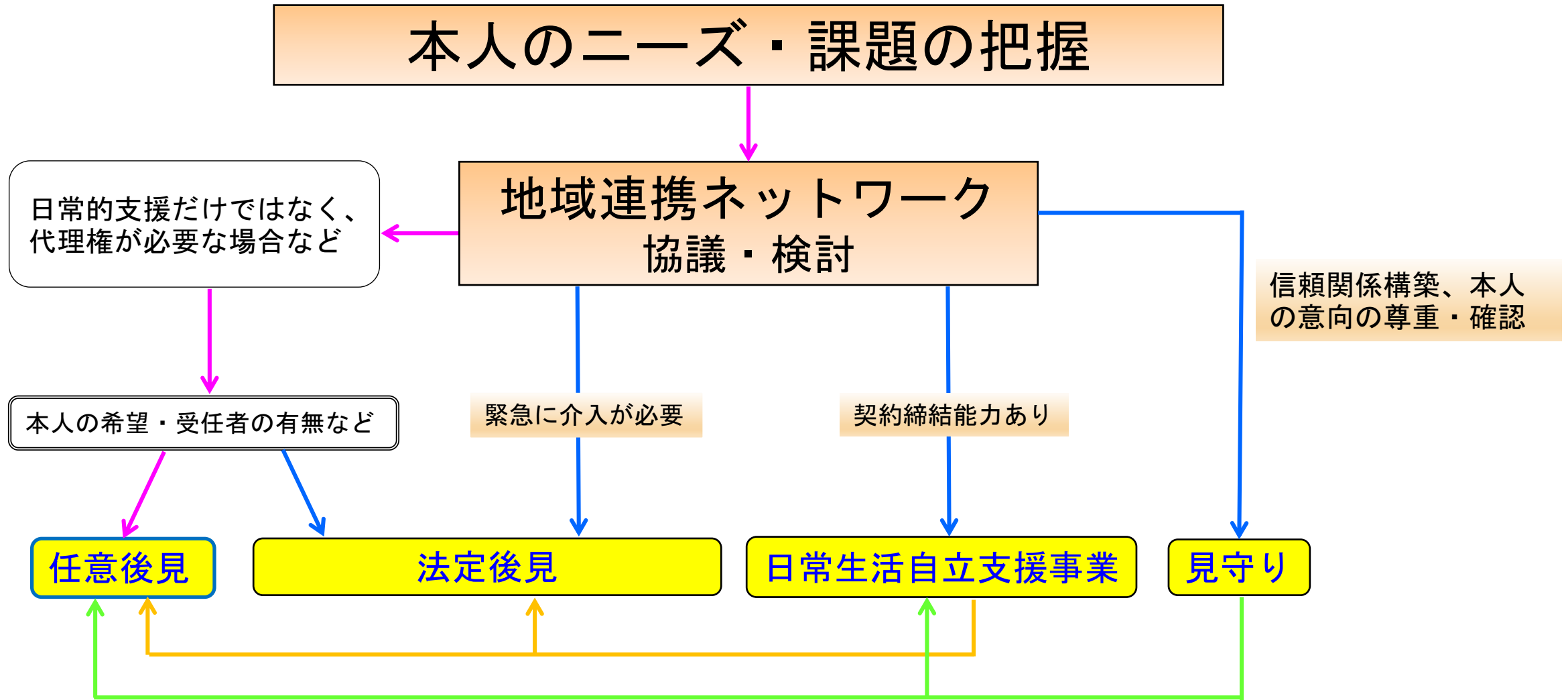
自宅住所・戸籍姓問題による専門職の敬遠

→法定後見と異なり、任意後見は自宅住所と戸籍姓が登記に記載されるため、任意後見を勧められない・紛争性のある事案では任意後見を避けるということがある

移行型が移行しない問題への対策

- 移行型において、本人の認知症が進行し、任意後見監督人の選任申立が望ましい状態になっても、監督を免れる目的で、任意の委任契約のまま、財産管理等を続けてしまう問題（移行型が移行しない問題）
- 任意後見契約書上に、任意後見監督人の選任申立義務を規定したり、代理権を制限する等の工夫も提案されているが、根本的な対策になっていない
- 任意後見の適切な発効を促すために。
 - 本人が十分判断することが出来ない状態になった時には、原則として任意後見監督人の選任申立を行うべきであるが、その判断を任意後見受任者だけで行うのではなく、地域で、本人や受任者を見守り、申立を支援していくことが必要。
 - その中で、受任者による不正な財産管理が行われている疑いが生じれば、経済的虐待事例への必要な措置として、法定後見の市町村長申立につなげていくことも考えられる。
- 各専門職団体でも、任意後見受任者の養成やバックアップが求められる

困りごと＝本人のニーズ・課題に応じた支援



後見制度 支援信託・ 支援預金の 評価

- 後見制度信託・支援預金の取り組みが広がることは、本人が取引していた金融機関を変更しない可能性が広がることになる。
- 不正防止の効果の反面、本人財産の凍結ともなることから、本人財産を本人のために活用するという考えを、さらに広げていく必要がある。
- 利用に適する事案が否か（課題の具体的内容、財産の状況、親族後見人の適格性など）のチェックも重要課題。
- 他の不正防止策についても、積極的に検討すべき。

但し、本人の意思を尊重し、個人情報保護の観点も重要、また財産の過度な凍結は避けるべき。

後見人等ガイドラインモデル案

2017年(平成29年)3月9日

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

【ガイドラインモデル案作成の目的】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分で自分のことを全て判断して決めていくことに困難を抱える人々の権利擁護のための制度です。そこで、日弁連高齢者・障害者権利支援センターでは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人（以下「後見人等」といいます。）又は監督人に就任した弁護士が、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人（以下「本人」といいます。）のために、専門職としてより良い後見活動を実践できるよう、また高い社会的信頼性を維持できるように、後見人等及び監督人として実践すべき行動指針をまとめたガイドラインを各弁護士会で作成するよう要請するとともに、その参考として当ガイドラインモデル案を作成することにしました。なお、当ガイドラインモデル案は、弁護士後見人等及び監督人が「専門職」として遵守すべきルール、マナーを明確にしたものであり、弁護士職務基本規程や懲戒制度と直接結びつけることは予定していません。

1 本人の意向や希望を尊重し常に本人の最善の利益を考えながら行動すること

- ① 後見人等に就任したら、速やかに本人、家族、支援者等と面談し、本人の意向や今後の生活の希望、病気や要介護の状態、本人をめぐる人間関係、現在抱えている課題等を適切に把握するようにしましょう。
- ② 後見人等の事務の遂行に当たっては、本人との定期的な面接等を通じて本人の意向や希望の把握に努めるようにし、本人の周りの家族や支援者からだけ話を聞いて、本人の大事な問題を勝手に決めないよう心がけましょう。
- ③ 本人の残存能力をできるだけ活用し、本人ができることを奪わないように気をつけましょう。
- ④ 代理権や同意権・取消権の行使に当たり、後見人等の価値観を押しつけないように最大限の注意を払きましょう。
- ⑤ 本人自身から意向や希望を聞き取れない場合でも、本人が選択したであろう最善の利益について、本人の周りの家族や支援者と協議しながら一緒に考えるようにしましょう。
- ⑥ 後見人等の監督人になった場合には、後見人等が、以上のように本人の意向や希望を尊重し、常に本人の最善の利益を考えながら行動しているかについて、必ず確認しましょう。

2 福祉関係者（機関）等と積極的に連携すること

・本人が抱える様々な生活課題に的確に対処するためには、本人支援のためのネットワークの構築が必要であることを認識し、福祉関係者（機関）等と積極的に連携しましょう。

3 適切な財産管理を行うこと

- ① 本人の財産は、後見人等の財産と混同しないように、必ず分けて管理しましょう。もちろん理由のいかんを問わず、本人の財産を別のことに流用することは横領であり決して許されません。
- ② 本人の財産は、原則として、現金管理したり、後見人等の預り口座には入れないようにしましょう。
- ③ 出入金の明細については、後で容易に確認できるように、その都度通帳や現金出納帳等へ書き込むようにしましょう。
- ④ 請求書や振込票、領収書等の出入金の根拠資料については、整理して保存するようにしましょう。
- ⑤ 後見人等（任意後見人を除く）は、本人の居住用不動産の売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をする場合など家庭裁判所の許可を得ることが必要な場合には定められた手続を必ず履行しましょう。

居住用不動産以外の財産であっても、不動産等重要財産の得喪に関わる行為を行う際、また、高額な臨時支出が予想される場合には、その必要性・相当性を示して家庭裁判所に報告するようにしましょう。

- ⑥ 新たに、株式や投資信託など投機性のある取引を行わないようにしましょう。
- ⑦ 本人の財産を、本人以外の者のために支出したり、贈与することは原則として避けましょう。本人が扶養義務を負う者のために支出する場合には、本人の生活に支障が出ないように注意し、その必要性・相当性を示して家庭裁判所に報告しましょう。
- ⑧ 本人が取得できる年金や介護サービスその他の社会保障の給付について、適切に調査し、遅滞なく申請しましょう。
- ⑨ 事務員等に金銭管理の補助業務を行わせるときには、任せきりにすることなく、必ず弁護士自身も通帳や証券の原本を確認し、出入金の状態を定期的にチェックするようにしましょう。
- ⑩ 後見人等の監督人になった場合には、最初に後見人等の財産目録の調整に立会い、通帳等の原本を確認して財産目録に間違いがないかどうかを確認しましょう。また、定期的に後見人等と面談して、後見人

等の財産管理が適切に行われているかを確認するようにしましょう。更に必要に応じて、本人の財産の状況を調査し、家庭裁判所に必要な処分を求める申立てを行うなどして、後見人等を適切に監督しましょう。

4 本人との利益相反は避け、関係者等から公平性に疑問を持たれないようにすること

- ① 原則として、本人と後見人等との間に利益相反を生じるような事態を招かないように注意し、もし利益相反を生じた場合には、監督人に代理してもらったり、特別代理人の選任申立てなど必要な手続きをとりましょう。
- ② 本人の取引相手や、本人が入所する施設・病院からバックマージンをもらったり、何らかの見返りを受け取ったりすることは、やめましょう。
- ③ 親族間に紛争がある場合には、虐待等特別な事情のない限り、本人の意思を尊重しつつ、公平性に疑問を持たれないよう、後見人等は双方から話を聞くなど、その対応に注意しましょう。
- ④ 後見人等やその監督人は、公平性に疑問を持たれないよう、社会的儀礼の範囲内のものであっても、本人の一方又は双方の親族から、金品を受け取ってはけません。
- ⑤ 推定相続人間に紛争がある場合やその可能性がある場合は、後見人等やその監督人が本人の遺言書の作成に関わったり、遺言執行者を引き受けたりすることは慎重に判断し、対応をしましょう。
- ⑥ 本人の死後に、相続人間で紛争があるときやその可能性があるときは、後見人等やその監督人が、どちらか一方からの依頼を受けて遺産分割協議の代理人となることは避けましょう。

5 家庭裁判所に定められた報酬以外は受け取らないこと

- ① 後見人等（任意後見人を除く）やその監督人は、家庭裁判所に定期的に報酬付与の申立てを行い、審判で定められた金額のみを報酬として受け取るようにしなければなりません。
- ② 後見人等（任意後見人を除く）が、本人の法定代理人として、一般の家事事務や民事事件、破産事件等を担当する場合でも、相談料、着手金、報酬、日当、タイムチャージなど名目のいかんを問わず、報酬を受け取ってはけません。後見人等（任意後見人を除く）が通常の後見事務だけでなく、何か特別の活動をしたということは、家庭裁判所への報酬請求の中で付加的事情として記載するようにしてください。
- ③ 任意後見人は、任意後見契約公正証書に報酬として定められた金額以外を受け取ってはけません。任意後見人が、定期的な報酬以外に報酬を請求する場合には、あらかじめ任意後見契約公正証書を

作成する際に、どのような場合にいくらかかるのか、本人に十分な説明を行い、その旨を公正証書に明記するようにしましょう。なお、任意後見監督人は、他の監督人と同じく、家庭裁判所の審判で定められた金額のみを報酬として受け取るようにしなければなりません。

- ④ 後見人等及び監督人の活動の中で、交通費や通信費、収入印紙代、コピー代等の実費については、報酬とは別に本人の財産から支出できますが、後見活動として合理的な範囲の基準で計算し、報酬と同等と評価されるような費用は取得しないようにしましょう。日当は、実費には該当しないため注意してください。
- ⑤ 例えば税務申告を税理士に依頼したり、登記手続を司法書士に依頼するなど、高度な専門性のある分野を弁護士以外の専門職に依頼した場合の報酬等は、原則として実費として本人の財産から支出できます。ただし、弁護士後見人等は、法律事務については原則として自分で引き受けることが求められており、多数の裁判手続を行う必要がある等の特別な事情がある場合以外は、他の弁護士に本人の法律事務を依頼するのはやめましょう。また、他の弁護士に依頼できる場合も、同じ事務所の弁護士に依頼するのはお手盛り防止の観点から避けましょう。

6 家庭裁判所や監督人等への定期報告等は、期限あるものは期限までに、また、必要があるときは適宜に行い、指導や指示を踏まえること

- ① 後見人等は、後見事務の遂行に当たり、後見人等の裁量を逸脱したと評価されることがないよう、財産処分等悩むことがあれば、事前にその必要性・相当性を示すなどして家庭裁判所に報告しましょう。監督人が選任されている場合は、監督人に対して、報告・連絡・相談するようにしましょう。
- ② 後見人等（任意後見人を除く）は、あらかじめ家庭裁判所に定められた期限までに、家庭裁判所が指定する書式により後見事務報告書、財産目録、定期収支予定表など、必要な書類（以下「報告書類」といいます。）を提出しなければなりません。
- ③ 後見人等の監督人が選任されている場合には、後見人等は監督人に対して定期的に報告書類を提出し、監督人はその監督状況を、あらかじめ定められている期限内に家庭裁判所に報告しなければなりません。また、後見人等が、営業又は民法 13 条に定められた重要な契約行為や訴訟行為等をしようとする場合には、必ず事前に監督人に相談し、その同意を得なければなりません。
- ④ 任意後見人は、任意後見契約公正証書に定められた報告期限までに、任意後見監督人に対して、報告書類を提出しなければなりません。任意後見監督人は、その監督状況をあらかじめ定められている期限内に家庭裁判所に報告しなければなりません。

- ⑤ 後見人等が家庭裁判所や監督人に提出する報告書を作成するに当たっては、通帳の記載を正確に反映し、根拠資料とも齟齬がないようにしなければなりません。
- ⑥ 後見人等は、家庭裁判所や監督人から、後見事務に関して指導や指示があった場合には、その指導や指示を踏まえ、その後の履行状況を報告するようにしなければなりません。